

いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、空き家の有効活用を促進するため、空き家を改修してゲストハウス又はシェアハウス（以下「ゲストハウス等」という。）を設立する事業を実施しようとする者に対し、当該事業に係る費用の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ゲストハウス 1泊から利用することのできる宿泊施設のうち、リビング、台所、浴室その他の設備を他の利用者と共に使用し、一の居室を利用者が単独で、又は他の利用者と共に使用するものをいう。
- (2) シェアハウス 中長期の賃貸借契約を締結して利用する宿泊施設のうち、リビング、台所、浴室その他の設備を他の利用者と共に使用し、一の居室を利用者が単独で使用するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に存する空き家を改修し、ゲストハウス等を設立する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を実施しようとする者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) いすみ市内に住所を有している者であること。
- (2) 世帯の全員に市税等の滞納がないこと。
- (3) ゲストハウス等の設立後、2年以上継続して運営する意思がある者であること。
- (4) 世帯の全員がいすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。
- (6) 世帯員に外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。
- (7) 世帯員が過去にこの告示に基づく補助金又は同種の補助金等の交付を受けたことがある者又はその者と同一の世帯に属していた者でないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 土地若しくは建物の購入又は賃貸借に係る諸費用
- (2) 消火器等の消防用品及び防災用品の購入並びに火災警報器等の設置に要する経費
- (3) その他市長が別に定める経費

- 2 屋根、外壁その他の補助事業に係る部分とそれ以外の部分とが明確に区分できない部分の改修工事を行う場合の補助対象経費の算定は、床面積による按分により行うものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、250万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、一の建築物につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前にいすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事実施計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業に係る見積書の写し
- (3) 補助事業を行う空き家の全景及び補助事業を行う現場の現況を示す写真(申請の日前2週間以内に撮影されたものに限る。)
- (4) 申請者以外の者が所有する空き家に対して補助事業を実施する場合は、承諾書(様式第3号)
- (5) 運営にかかる誓約書(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する変更の場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の軽微な変更
- (2) 補助金の増額が生じない変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業変更承認通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

第10条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにいすみ市ゲストハウス等設立事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業中止(廃止)承認通知書(様式第9号)によ

り、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) 補助事業に係る工事の請負契約書の写し
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真
- (4) 第9条第1項ただし書の規定により補助事業の変更をした者にあつては、当該変更の内容が確認できる書類
- (5) 耐震改修工事を行った場合は、耐震改修工事証明書(様式第11号)及び耐震改修工事の施行後の写真
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証の写し(補助事業の実施に当たり同条第1項に規定する確認の手続き(同法第87条において準用する場合を含む。)が必要な場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があつた場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付請求書(様式第13号)を交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日(その日が休日等に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件を欠くこととなつたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他関係法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により、交付決定者に通

知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、いすみ市ゲストハウス等設立事業補助金返還命令書(様式第15号)により、期限を定めてその全部の返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第16条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等を耐用年数を勘案して適当と認められる期間において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けることなく補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する額を市に納入したときは、この限りでない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。